

昭和六十一年度
七八八

○野中英二君　ただいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、第一に、予備費等について申し上げます。

これは、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

そのうち、昭和六十一年度の予備費等(その1)は、昭和六十一年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費及び河川等災害復旧事業に必要な経費等二十七件で、その使用総額は四百八十三億六千七百

万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計国内麦管理勘定における国内麦の買入れに必要な経費等二特別会計の三件で、その使用総額は百二十億一千四百万円余であります。

また、特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額は、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の七件で、その総額は六十七億一千四百円余であります。

次に、昭和六十一年度の予備費等(その2)は、昭和六十一年一月から三月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費及び河川等災害復旧事業等に必要な経費等十三件で、その使用総額は一千四百六十二億八百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰り入れに必要な経費等の三件で、その使用総額は一千七百五十九億九千七百四万円余であります。

次に、昭和六十一年度の予備費等(その1)は、昭和六十一年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、河川等災害復旧事業等に必要な経費及び漁港施設災害復旧事業に必要な経費等二十四件で、その使用総額は六百三十六億二千六百万円余であります。

また、特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額は、産業投資特別会計産業投資勘定における株式の売り払い手数料に必要な経費の増額等五特別会計の五件で、その総額は百二十億三千九百万

円余であります。

第二に、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為(その1)について申し上げます。

本件は、昭和六十一年発生の直轄道路災害復旧事業一件について四億六千九百万円余を限度として債務負担行為をすることとしたものであります。

これらの各件は、昭和六十一年度予備費(その1)及び昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為(その1)は昨六月二十七日、昭和六十一年度予備費(その2)は昨六月二十八日、昭和六十一年度予備費(その1)は本年二月十六日、それぞれ委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨九日各件について大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を終了し、予備費等について討論を行い、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

また、国庫債務負担行為については、全会一致をもって異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四の三件中、昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)及び昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第四のうち、昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第五の両件中、昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第六の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件の委員長報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平和祈念事業特別基金等に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 平和祈念事業特別基金等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員会理事宮下創平君。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○宮下創平君 たいま議題となりました平和祈念事業特別基金等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今次の大戦におけるとうとう戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者及び在外財産問題関係者等に對し慰籍の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰勞金の支給等を行おうとするものであります。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、四月二十一日小沢内閣官房長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

質疑におきましては、戦争犠牲者に対する政府の基本姿勢、平和祈念事業特別基金の設立目的及び対象者、戦後強制抑留者に対する国の責務及び同抑留者のみに慰勞金を支給する理由、いわゆる恩給欠格者に対する個別給付の必要性、一般戦死死者の取り扱いなど、広範多岐にわたる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

昭和六十三年五月十日 衆議院會議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告

かくて、本十日質疑を終了し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十四分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 藤本 孝雄君
通商産業大臣 田村 元君
郵政大臣 中山 正暉君
國務大臣 小淵 恵三君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る四月二十八日、国会において承認することとを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、去る四月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

船舶整備公団法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る四月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和六十一年度において防災に關してとつた措置の概況の報告書
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和六十三年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

(政府委員承認)

一、昨九日、原議長は、宮澤内閣総理大臣臨時代理に任命することとを承認した。

(政府委員任命)

一、昨九日、宮澤内閣総理大臣臨時代理から原議長あて、九日議長において承認した山田肇司外一名を、同日第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨九日、宮澤内閣総理大臣臨時代理から原議長あて、第百十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員として資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	年月日
総務庁長	古橋源六郎	総務事務次官	昭六三・五・二	
大蔵大臣官房會計課長	佐藤 孝志	(退職)	昭六三・四・二〇	

(理事補欠選任)
一、去る四月二十八日、通信委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 木下敬之助君(理事木下敬之助君去る四月二十七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

木村 義雄君

自見庄三郎君

石破 茂君

遠藤 武彦君

補欠

石破 茂君

遠藤 武彦君

木村 義雄君

自見庄三郎君

補欠

金子 一義君

谷垣 禎一君

二田 孝治君

森 喜朗君

渡辺 紘三君

上田 利正君

松前 仰君

金子 一義君

金子 原二郎君

中村正三郎君

松田 九郎君

緒方 克陽君

三野 優美君

補欠

谷垣 禎一君

森 喜朗君

木村 義雄君

渡辺 紘三君

松前 仰君

谷垣 禎一君

新井 新君

三野 優美君

木村 義雄君

谷垣 禎一君

喜朗君

三野 優美君

補欠

辞任	補欠
石橋 大吉君	前島 秀行君
佐藤 敬夫君	中山 成彬君
鳩山由紀夫君	三原 朝彦君
穂積 良行君	二田 孝治君
前島 秀行君	石橋 大吉君

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

石破 茂君

衛藤征士郎君

遠藤 武彦君

川崎 二郎君

金子 信君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

渡辺美智雄君

中曾根康弘君

松野 頼三君

辞任	補欠
石橋 大吉君	前島 秀行君
佐藤 敬夫君	中山 成彬君
鳩山由紀夫君	三原 朝彦君
穂積 良行君	二田 孝治君
前島 秀行君	石橋 大吉君

一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

特別委員

辞任

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

二田 孝治君

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

二田 孝治君

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

二田 孝治君

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

二田 孝治君

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

二田 孝治君

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

二田 孝治君

石橋 大吉君

前島 秀行君

中山 成彬君

三原 朝彦君

(議案提出)

一、去る四月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る四月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方交付税法の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案
都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
(議案通知)

一、去る四月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件
一、去る四月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案
(答弁書受領)

一、去る四月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柴田睦夫君提出請願権問題に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員渡部行雄君提出一九四九年八月二日のジュネーブ四条約に追加される議定書の加入に関する質問に対する答弁書

請願権問題に関する再質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年二月十八日

提出者 柴田 睦夫
衆議院議長 原 健三郎殿

請願権問題に関する再質問主意書

私の「請願権問題に関する質問主意書」(本年一月二十八日提出)に対する政府の「答弁書」(本年二月十六日閣議決定)は、まづたく要領を得ないものになっている。

そこで以下、請願権問題に関して再質問する。

一 特殊法人と請願法との関係について
私は、前記「質問主意書」で、日本国有鉄道清算事業団など国鉄・電電・専売の旧三公社の後継法人はもとより、すべての特殊法人が、「公権力の行使の事務をつかさどる公法人」(請願法(昭和二十二年法律第十三号)の「官公署」に該当することは明白であると考えるがどうかと問ひ、これら特殊法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがあれば当該特殊法人名と「官公署」に該当しないものとする法的根拠を法人ごとに明らかにするよう求めた。ところが政府の前記「答弁書」は、「法律により直接に設立される法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人……には多種多様なものがあり、……これらの法人が当然に同法(請願法、質問者注)にいう「官公署」に当たるものである」ということはできない」としているにすぎず、まづたく答弁になっていない。そこで具体的に伺う。

1 水資源開発公団、地域振興整備公団、森林開発公団、農用地開発公団、石油公団、船舶整備公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、住宅・都市整備公団及び新技術開発事業公団、動力炉・核燃料開発事業公団、宇宙開発事業公団、公害防止事業公団、国際協力事業公団、社会福祉・医療事業公団、年金福祉事業公団、畜産振興事業公団、蚕糸砂糖類価格安定事業公団、金属鉱業事業公団、石炭鉱業事業公団、中小企業事業公団、簡易保険郵便年金福祉事業公団、労働福祉事業公団、中小企業退職金共済事業公団、雇用促進事業公団、日本国有鉄道清算事業公団の各特殊法人が、それぞれ請願法の「官公署」に該当することは、その設立経緯や所掌事務及び各省庁が毎年予算委員会に提出している資料等でも明白であるがどうか。これら特殊法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該特殊法人名と「官公署」に該当しないものとする法的根拠を明らかにされたい。

2 北海道東部開発公団、沖縄振興開発金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、住宅金融公庫、公営企業金融公庫及び日本開発銀行、日本輸出入銀行、商工組合中央金庫の各特殊法人がそれぞれ請願法の「官公署」に該当することは、その設立経緯や所掌事務及び各省庁が毎年予算委員会に提出している資料等からみて明らかであるがどうか。これら特殊法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該特殊法人名と「官公署」に該当しないものとする法的根拠を明らかにされたい。

3 帝都高速交通公団、日本たばこ産業株式会社、電源開発株式会社、沖縄電力株式会社、社、関西国際空港株式会社、国際電信電話株式会社、日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の各特殊法人も、その設立経緯や所掌事務及び各省庁が毎年予算委員会に提出している資料等からみて、それぞれ請願法の「官公署」に該当すると考えるがどうか。これら特殊法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該特殊法人名と「官公署」に該当しないものとする法的根拠を明らかにされたい。

4 北方領土問題対策協会、海外経済協力基金、国民生活センター、日本原子力研究所、日本科学技術情報センター、理化学研究所、公

害健康被害補償協会、奄美群島振興開発基金、国際交流基金、日本育英会、私立学校教育員共済組合、国立教育会館、国立劇場、日本学術振興会、日本私学振興財団、放送大学学園、日本体育・学校健康センター、社会保険診療報酬支払基金、社会保険研究所、心身障害者福祉協会、日本中央競馬会、農林漁業団体職員共済組合、地方競馬全国協会、林業信用基金、農業青年基金、日本自転車振興会、日本貿易振興会、アジア経済研究所、日本小型自動車振興会、新エネルギー総合開発機構、新幹線鉄道保有機構、国際観光振興会、日本船舶振興会、日本放送協会、日本労働協会、建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合、日本勤労者住宅協会、消防団員等公務災害補償等共済基金の各特殊法人について、請願法の「官公署」に該当するものが少なくないと思われるが、これら特殊法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該特殊法人名と「官公署」に該当しないものとする法的根拠を明らかにされたい。

二 各認可法人と請願法との関係について
私は、前記「質問主意書」で、日本銀行などの認可法人が、「公権力の行使の事務をつかさどる公法人」(請願法の「官公署」に該当することは明白であると考えるがどうかと問ひ、これら認可法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがあれば当該特殊法人名と「官公署」に該当しないものとする法的根拠を法人ごとに明らかにするよう求めた。ところが政府の前記「答弁書」は、「法律により直接に設立される法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人及び設立について行政庁の認可を受けるものとされる法人には多種多様なものがあり、設立についてそのような取扱いがなされるということにより、これらの法人が当然に同法(請願法、質問者注)にいう「官公署」に当たるものである」ということはできない」としているにすぎず、まづたく答弁になっていない。そこで具体的に伺う。

昭和六十二年五月十日 衆議院會議録第二十一号

朗読を省略した議長の報告

- 1 日本銀行、日本下水道事業団、日本赤十字社の各認可法人が、それぞれ請願法の「官公署」に該当することは、その設立経緯や所掌事務及び各省庁が毎年予算委員会に提出している資料等でも明白であるがどうか。これら認可法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該法人名と「官公署」に該当しないとする法的根拠を明らかにされたい。
- 2 総合研究開発機構、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、日本小型船舶検査機構、大阪空港周辺整備機構、福岡空港周辺整備機構、通信・放送衛星機構及び特定不況産業信用基金や石炭鉱業年金基金、医療品副作用被害救済基金、農業共済基金、野菜供給安定基金、中央漁業信用基金の各認可法人がそれぞれ請願法の「官公署」に該当することは、その設立経緯や所掌事務及び各省庁が毎年予算委員会に提出している資料等からみて明らかであるがどうか。これら認可法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該法人名と「官公署」に該当しないとする法的根拠を明らかにされたい。
- 3 自動車安全運転センター、海洋科学技術センター、航空貨物通関情報処理センター、海洋水産資源開発センター、貿易研修センター、自動車事故対策センター、海上災害防止センター及び日本万国博覧会記念協会、農業信用保険協会、製品安全協会、危険物保安技術協会、中央職業能力開発協会、身体障害者雇用促進協会、郵便貯金振興会の各認可法人も、その設立経緯や所掌事務及び各省庁が毎年予算委員会に提出している資料等からみて、それぞれ請願法の「官公署」に該当すると考えるがどうか。これら認可法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該法人名と「官公署」に該当しないとする法的根拠を明らかにされたい。
- 4 中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協

会、林業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会及び警察共済組合、公立学校共済組合、地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会、衆議院共済組合、参議院共済組合、法務省共済組合、外務省共済組合、大蔵省共済組合、文部省共済組合、農林水産省共済組合、運輸省共済組合、厚生省共済組合、厚生省第二共済組合、労働省共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、刑務共済組合、防衛施設庁共済組合、防衛庁共済組合、印刷局共済組合、造幣局共済組合、林野庁共済組合、建設省共済組合、郵政省共済組合、国家公務員共済組合連合会職員共済組合、日本鉄道共済組合、日本電信電話共済組合、日本たばこ産業共済組合、国家公務員共済組合、国家公務員等共済組合連合会、厚生年金基金連合会並びに日本税理士連合会、日本公認会計士協会、漁船保険中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、全国中小企業中央会、全国商工会連合会、繊維工業構造改善事業協会、情報処理振興事業協会、特定船舶製造業安定事業協会、全国社会保険労務士会連合会の各認可法人についても、請願法の「官公署」に該当するものが少なくないと考え、これら認可法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがある場合は、当該法人名と「官公署」に該当しないとする法的根拠を明らかにされたい。

〔別紙〕
衆議院議員柴田睦夫君提出請願権問題に関する再質問に対する答弁書
一及び二について
請願法(昭和二十二年法律第十三号)にいう「官公署」は、基本的には国又は地方公共団体の機関を指すものであるが、このほか公権力の行使の事務をつかさどる公法人も含むものであることは、昭和五十九年五月八日付け内閣衆質一〇一第一〇号の答弁書の一についてにおいて述べたとおりである。
このような公法人として、そのつかさどる事務との関係で請願法にいう「官公署」として請願の相手方として扱われるべき法人としては、例えば、水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第二十三条第二項の規定により河川管理者の権限を行う水資源開発公団、森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第二十五条第一項の規定により賦課金の賦課徴収を行う森林開発公団、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第六条の二又は第七条の規定により道路管理者の権限を代行する日本道路公団、同法第七条の六又は第七条の十一において準用する同法第七条の規定により道路管理者の権限を代行する首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団、金属鉱業事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)第二十条の十第一項の規定により納付金を納付させる金属鉱業事業団、石炭鉱業賠償等臨時措置法(昭和三十一年法律第九十七号)第三十条第一項第四号に規定する納付金及び負担金の徴収を行う石炭鉱業事業団、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)第八十八条第一号に規定する汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収を行う公害健康被害補償予防協会、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第六十六号)第二十五条第一項第六号に規定する納付金の徴収を行う新エネルギー総合開発機構、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十七条第一項第三号に規定する拠出金の徴収を行う医薬

品副作用被害救済・研究振興基金、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第五十九条第一項第一号の三に規定する納付金関係業務を行う日本障害者雇用促進協会等がある。なお、このような公権力の行使の事務をつかさどる公法人として他にどのようなものがあるかについては、一概にいうことは困難であり、個別事案ごとに検討する必要がある。
他方、例えば、日本たばこ産業株式会社(後述の塩専売事業関係を除く)、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十二年法律第八十八号)にいう旅客会社及び貨物会社、日本労働者住宅協会、総合研究開発機構、全国農業協同組合中央会、通信・放送衛星機構、中央労働災害防止協会のような法人は、公権力の行使の事務をつかさどる公法人には含まれないと考える。なお、日本たばこ産業株式会社については、塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)第六十一条及び塩専売法施行令(昭和六十年政令第二十三号)第七条第一項の規定において、同法に基づく同社の行為に関しては請願法の規定について同社を国の行政機関とみなして準用するとされている。
一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年四月十九日 提出者 渡部 行雄
衆議院議長 原 健三郎殿
一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問主意書
我が国は講和独立に際し、一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約、即ち一、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約

二、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約

三、捕虜の待遇に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約

四、戦時における文民の保護に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約

この四条約はその後、一九七七年に第一議定書及び第二議定書を追加し、人道法則の一層の実現を目指して、戦争の方法と制限及び一般住民の保護等を強化補充している。

かつて、我が国は、一九二九年捕虜の待遇に関する条約を批准することなく大戦に突入し、戦争の災禍を拡大した痛恨の過去を持つている。

我が国は、平和憲法の下、国際紛争の解決の手段として交戦権を放棄しており、再び戦争を起こすことは考えられないが、国際社会の一員として、この議定書に加入し、戦禍が市民に及ばないよう努めることは国家の当然の義務と思考する。

従つて、次の事項について質問する。

一 内閣がこれまで、前記議定書の加入を見合せているのはいかなる理由によるものか。

二 加入を見合せている理由が議定書の内容に由来するものならば、その条項の改正がない限り加入できないと考えるのか。

右質問する。

内閣衆質一二二第七号
昭和六十三年四月二十八日

衆議院議長 原 健三郎殿
内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議員渡部行雄君提出一九四九年八月二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】
衆議院議員渡部行雄君提出一九四九年八月二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問に対する答弁書
一及び二について
御指摘の二つの議定書は、戦争犠牲者の保護、戦闘手段の規制、これらの義務の履行の確保等につき詳細に規定するものであり、全体として見れば、一定の意義を有していると考えられる。

他方、これらの議定書は、文民と戦闘員の識別が必ずしも明確に行われていない等の問題点が存在することも否定し得ず、また、主要国の多くにより締結されるには至っていない。

政府は、かかる事情を踏まえ、これらの議定書の締結については、主要国の動向を見極めつつ慎重に検討していく所存である。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十五日
衆議院議長 原 健三郎殿 藤田 正明

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
(郵便為替法の一部改正)
第一条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「外国郵便為替」を「国際郵便為替」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第十六條中「引換金を普通為替」の下に「又は電信為替」を、「送金する場合における普通為替証書」の下に「又は電信為替証書」を加える。

第二十六條の見出し中「納付」を「徴収」に改め、同条中「当該郵便為替の受取人」を「普通為替証書に表示すべき引換金の額」に改め、「これを」の下に「控除することにより、受取人から」を加える。

第三十四條の次に次の一条を加える。
第三十四條之二(電信為替の払渡方法の変更)
郵政省は、第九條第一項の規定による現金を交付してする払渡しの指定があつた電信為替(引換金を為替金として送金する場合の電信

為替を除く。)において、受取人の請求があるときは、同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を送達してする払渡しの取扱いはする。ただし、第三十七條の二の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合においては、この限りでない。

前項の規定による取扱いは、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十五條第一項中「差出人」を「差出人」に改め、「において」の下に「前条第一項の取扱いはする」を加え、同条第二項中「七日以内」を「省令で定める期間内」に改める。

第三十八條中「については」の下に「第二十六條及び」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六條及び第三十條中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六條中「指定」とあるのは「指定(為替金の払渡方法の指定を含む。)」と、普通為替とあるのは「電信為替」と、「郵便為替の料金(前条第三項の料金を含む。)」とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替へるものとする。

(郵便振替法の一部改正)
第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「外国郵便振替」を「国際郵便振替」に改める。

第二十五條中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。
第二十九條の見出し中「振替等」を「小切手の振出し」に改め、同条中「振替若しくは払出しを請求し、又は」を削る。

第三十八條第一項に次の一号を加える。
三 省令で定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法

第四十二條の次に次の二條を加える。
第四十二條之二(払渡済みの通知) 通常現金払又は電信現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いは、省令で定める額の通信料を納付しなければならぬ。

第四十二條之三(払渡済みの調査) 通常現金払又は電信現金払の請求をした加入者の請求があるときは、郵政省において払出金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いは、第三十五條第二項の規定を準用する。

第四十三條の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条中「因り」を「より」に、「前条」を「第四十二條」に、「七日以内」を「省令で定める期間内」に改め、「口座所管庁において」を削り、「もどし入れ」を「戻し入れ」に改める。

第五十條の六の見出しを「簡易払の取扱いはする」に改め、同条中「に改め、同条中」における当該口座についての第二十九條の規定の適用を「には、当該口座に係る振替、払出し(当該支払通知書の発行を除く。))又はその後の支払通知書の発行」に改め、「当該口座の現在高の計算上を削り、とす」を「として取り扱う」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、第二十九條の規定に基づく小切手の振出しの禁止に係る口座の現在高の計算について準用する。

昭和六十三年五月十日 衆議院會議録第二十一号

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案及び同報告書 社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書 社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

七九四

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該口座の預り金(第五十条の六第一項の規定により当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱われる金額)があるときは、当該金額を控除した金額の不足により、振替、払出し又は第五十条の三の規定による支払通知書の発行ができなかつたとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中郵便為替法第十六条及び第二十六条の改正規定並びに第三十四条の次に一条を加える改正規定並びに第三十五条第一項及び第三十八条の改正規定並びに第二条中郵便振替法第三十八條第一項に一号を加える改正規定及び第四十二條の次に二条を加える改正規定は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に口座の現在高を超えて振替又は払出しの請求をした加入者の除名については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に振替若しくは払出しの請求又は小切手の振出しをした場合における当該振替若しくは払出し又は当該小切手に係る小切手金額の払出しについては、改正後の郵便振替法第五十六條第一項第二号の規定は、適用しない。

(郵政省設置法の一部改正)

4 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第十七号中「外国郵便為替及び外国郵便振替」を「国際郵便為替及び国際郵便振替」に改める。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、為替貯金業務の総合機械化の進展等

に伴い、郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスの改善を図るため、所要の改正を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便為替法の一部改正

(一) 代金引換の取扱ひにおいて引換金を電信為替によつて送金できることとする。
(二) 現金を交付して送金する取扱ひがあつた電信為替において、受取人の請求により電信為替証券を発行して送金する取扱ひ又は現金を送達して送金する取扱ひができることとする。

2 郵便振替法の一部改正

(一) 払出金は、払出金額に相当する現金を受取人に送達することにより払い渡すことができることとする。
(二) 払出金を受取人に払い渡した際にその旨を加入者に通知する取扱ひができることとする。

(三) 払出金の払渡しの済否の状況を調査して加入者に回答する取扱ひができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、改正規定の一部については、昭和六十三年十一月一日から施行することとする。

議案の可決理由

本案は、国民の円滑な経済活動に資するため、利用者に対するサービスの改善を図らうとするものであつて、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十三年四月二十八日

通信委員長 塚原 俊平
衆議院議長 原 健三郎殿

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十三年四月十五日

参議院議長 藤田 正明
衆議院議長 原 健三郎殿

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「第二十一條第一項第一号」を「若しくは第二十一條第二号」を「社会福祉法人若しくは同項第二号」を「社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営すること、同項第一号の二若しくは第二号」を「同項第二号」を「同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第一号の二若しくは第二号」に改める。

第二十一條第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「その他政令で定める者」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一 二 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他その者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

第二十二條第一項第一号中「第二号」を「から第二号まで」に改める。

第二十七條第四項中「財務諸表」の下に「及び第二項の事業報告書」を加える。

附則

1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉・医療事業団が、社会福祉事業施設の設置等に必要資金を貸し付ける対象者として、社会福祉法人以外の者も加えるとともに、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において介護を行う事業等を行う者に対し、必要な資金を貸し付けることとするものである。

なお、この法律は昭和六十三年十月一日から施行すること。

議案の可決理由

社会福祉の増進を図るため、事業団の業務に、社会福祉法人以外の者に対しても社会福祉事業施設の設置等に必要資金の貸付等の業務を追加することは、時宜に適應するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年四月二十八日

社会労働委員長 稲垣 実男
衆議院議長 原 健三郎殿

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 高齢者に対する公的施策については、公的サービスの役割を明らかにする観点から、ホームヘルパーの派遣、デイ・サービス事業等、在宅福祉施策の拡充、特別養護老人ホームの計画的な整備等、今後とも一層の増進を図ること。

二 シルバーサービスについては、劣悪なサービスの提供により、国民不信を招くことのないよう、国・地方の密接な連携のもとに、高齢者の福祉を第一義として良質のサービスが提供されるよう民間事業者を指導すること。

三 国は良質なサービスの供給を保障するため、民間部門の指導基準となるべきガイドラインの策定について検討すること。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年四月十二日

内閣総理大臣 竹下 登

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

法律

沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成(第二十九

第二節 沖縄電力株式会社(第三十一

条・第三十条)を第五章 電気事業振興のた

めの特別措置(第二十九条・第三十七條)に「(第

五十七條・第六十二條)を(第五十七條・第五十

八條)に改める。

「第一節 電気事業の助成」及び「第二節 沖縄

電力株式会社を削る。

第三十一條を削り、第三十条に見出しとして

「(準用)」を付し、同条を第三十一條とし、第二十

九條の次に次の一條を加える。

(一般担保)

第三十条 沖縄振興開発金融公庫は、一般電気事

業会社(電気事業法第二條第二項に規定する一

般電気事業者であつて会社であるものをいう。

以下同じ。)に対する貸付金については、当該会

社

の財産につき他の債権者に先立つて自己の債

権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九

年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

3 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業会

社は、二週間以内に、通商産業省令で定める手

続に従い、次に掲げる事項を公告しなければな

らない。

一 一般電気事業会社の名称及び住所

二 借入先及び借入金額

三 借入金の利率

四 借入金の償還の方法及び期限

五 利息の支払の方法及び期限

附則第三條第二項の表中

第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

第七條第六項

を

第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

第七條第六項

に改める。

沖縄振興開発金融公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第三十條第一項の貸付金

第三十條及び第三十八條

昭和六十三年五月十日 衆議院會議録第二十一号

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則第十九條を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(一般担保に関する経過措置)

第二條 改正後の第三十條及び第五十八條の規定は、沖縄振興開発金融公庫がこの法律の施行前に貸し付けた改正後の第三十條第一項の貸付金であつて、この法律の施行の際現に当該貸付金の担保として当該貸付金に係る一般電気事業会社の財産の上に登記した抵当権が設定されているものについても適用する。ただし、同条第三項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

2 前項の抵当権は、この法律の施行の日に消滅するものとする。

(定款の変更等)

第三條 改正前の沖縄振興開発特別措置法(以下「旧法」という。)により設立された沖縄電力株式会社(以下「会社」という。)は、この法律の施行の日以前に、この法律の施行の日から効力を生ずる定款の変更並びに監査役の選任及び解任について株主総会の決議を行うことができる。

2 前項の決議については、旧法第三十六條において準用する電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第三十二條第一項並びに旧法第三十四條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(旧法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 会社に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三條第一項の許可については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十九條第二十項の規定により会社が設けた特別勘定については、同条第二十一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九條の二「沖縄電力株式会社」を「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の沖縄振興開発特別措置法により設立された沖縄電力株式会社(附則第十五條第二十三項において「沖縄電力株式会社」という。)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二條中「沖縄電力株式会社」を「沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の沖縄振興開発特別措置法により設立された沖縄電力株式会社」に改める。

理由

沖縄における電気の供給を民間会社が行うことができる環境を整備された現状にかんがみ、沖縄電力株式会社を民営化することとし、このため、沖縄振興開発特別措置法の同株式会社に係る規定を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、沖縄における電気の供給を民間会社が行うことができる環境を整備された現状にかんがみ、沖縄電力株式会社を民営化することとし、その主な内容は次のとおりである。

1 沖縄振興開発特別措置法の沖縄電力株式会社に係る規定の整理を行うこと。

2 一般電気事業者としての沖縄振興開発金融公庫からの借入金について一般担保規定を設けること。

3 その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備すること。

昭和六十三年五月十日 衆議院會議録第二十一号

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
沖繩における電気の供給を民間会社が行うことが出来る環境が整備された現状にかんがみ、沖繩電力株式会社の民営化を行うとする本案の趣旨は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 稲葉 誠一
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕
沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
沖繩電力株式会社の民営化に当たっては、沖繩県における電力の安定的かつ適正な供給を図るため、政府は次の点に配慮すべきである。
一 沖繩の産業振興、県民の生活向上の観点からみて、適正な料金水準が確保できよう現行の優遇措置について民営化後も当分の間継続するよう努めること。
二 政府保有株の売却に当たっては、同社は沖繩地域だけを対象とし、県経済に重要な役割を果たす公益事業であることに十分配慮すべきである。

昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百八回国会、内閣提出)に関する報告書
本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和六十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和六十一年四月十一日から同年十二月十二日までの間において決定された

昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)外二件(承諾を求めるの件)に関する報告書
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

四八三億六、七三三万一千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、河川等災害復旧事業に必要な経費等二十七件である。
二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
決算委員長 野中 英二
衆議院議長 原 健三郎殿
昭和六十一年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百八回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和六十一年度特別会計予備費の予算額三兆八、九一二億二、三三三万七千円のうち、昭和六十一年九月九日から同年十二月十二日までの間において決定された二、〇〇億一、四三〇万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたものである。その内訳は、食糧管理特別会計国内表管理勘定における国内表の買入れに必要な経費等二特別会計の三件である。
二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
決算委員長 野中 英二
衆議院議長 原 健三郎殿
昭和六十一年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百八回国会、内閣提出)に関する報告書
本件は、昭和六十一年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

十三條の規定に基づき、昭和六十一年九月九日から同年十二月十二日までの間において決定された六、七億一、〇七四万三千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の七件である。
二 本件の議決理由
本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
決算委員長 野中 英二
衆議院議長 原 健三郎殿
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和六十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和六十一年一月九日から同年三月二十七日までの間において決定された一、四六二億八、〇九六万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたものである。その内訳は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、児童保護措置費の不足を補うために必要な経費等十三件である。
二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
決算委員長 野中 英二
衆議院議長 原 健三郎殿
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百八回国会、内閣提出)に関する報告書
本件は、昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和六十一年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書
本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和六十一年度特別会計予備費の予算額三兆八、九一二億二、三三三万七千円のうち、昭和六十一年三月二十七日に決定された一、七五九億九、七四二万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたものである。その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費及び返還金等の調整勘定へ繰入れに必要な経費等の三件である。
二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
決算委員長 野中 英二
衆議院議長 原 健三郎殿
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和六十一年度一般会計予備費の予算額二、〇〇〇億円のうち、昭和六十一年四月二十四日から同年十二月二十一日までの間において決定された六、三六億二、六九八万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたものである。その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費、漁港施設災害復旧事業に必要な経費等二十四件である。
二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十三年五月九日
決算委員長 野中 英二
衆議院議長 原 健三郎殿
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百八回国会、内閣提出)に関する報告書
本件は、昭和六十一年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるもの)に関する報告書

本件に関する報告書

本件は、昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、昭和六十二年九月二十二日から同年十二月十八日までの間において決定された二〇〇億三、九六九万九千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、産業投資特別会計産業投資勘定における株式の売却手数料に必要な経費の増額等五特別会計の五件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和六十三年五月九日

衆議院議長 原 健三郎殿 野中 英二

昭和六十二年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき報告されたもので、同条第二項の規定による昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為限度額一、〇〇〇億円のうち、昭和六十一年十月九日、昭和六十一年発生直轄道路災害復旧事業一件について四億六、九九〇万六千円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

昭和六十三年五月九日

衆議院議長 原 健三郎殿 野中 英二

平和祈念事業特別基金等に関する法律案
国会に提出する。
昭和六十三年二月十二日
内閣総理大臣 竹下 登

平和祈念事業特別基金等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 平和祈念事業特別基金

第一節 総則(第三条・第九條)

第二節 設立(第十条・第十四條)

第三節 管理(第十五條・第二十六條)

第四節 業務(第二十七條・第二十八條)

第五節 財務及び会計(第二十九條・第三十條)

第六節 監督(第三十九條・第四十條)

第七節 雑則(第四十一條・第四十二條)

第三章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

第一節 慰労品の贈呈(第四十三條)

第二節 慰労金の支給(第四十四條・第五十條)

第三節 雑則(第五十六條)

第四章 罰則(第五十七條・第五十九條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等(以下「関係者」という。)の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰労の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金の制度を確立し、及び戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行うことに関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦後強制抑留者」と

は、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものという。

第二章 平和祈念事業特別基金

第一節 総則

(目的)

第三条 平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰労の念を示す事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第四条 基金は、法人とする。

(数)

第五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第六条 基金の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第七条 基金は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十条 基金を設立するには、学識経験を有する者五人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第十一条 発起人は、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第十二条 内閣総理大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するにふさわしい事業を適切に行うことが確実であると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十三条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第六条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

の残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十三条 基金は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(運用資金)

第三十四条 基金は、第二十七条第一項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、第六條第一項及び第二項の規定により出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

(運用資金及び余裕金の運用)

第三十五条 基金は、次の方法によるほか、前条の運用資金(以下「運用資金」という。)及び業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

(財産の処分制限)

第三十六条 基金は、総理府令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六節 監督

(監督)

第三十九条 基金は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 雑則

(解散)

第四十一条 基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二条 内閣総理大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十七条第三項、第二十八條第一項、第三十条、第三十三條又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十六條又は第三十八條の規定により総理府令を定めようとするとき。

三 第三十一條第一項又は第三十七條の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十五條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第三章 戦後強制抑留者に対する慰勞品の贈呈等

第一節 慰勞品の贈呈

(慰勞品の贈呈)

第四十三条 内閣総理大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に総理府令で定める品を贈呈することによりこれらの者を慰勞するものとする。

2 内閣総理大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、前項の慰勞の事務を行わせるものとする。

第二節 慰勞金の支給

(慰勞金の支給)

第四十四条 戦後強制抑留者又は昭和六十三年七月三十一日以前に死亡した戦後強制抑留者(以下「死亡者」という。)の遺族で、同年八月一日において日本の国籍を有するものには、前条第一項の慰勞品を贈呈のほか、慰勞金を支給する。ただし、同日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者若しくは同日以前においてその権利を有した者又はこれらの者の遺族(その権利を有する者又はその権利を有した者が死亡者の遺族であるときは、当該死亡者の他の遺族を含む。)については、この限りでない。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の恩給に關する法令の規定による年金たる恩給(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十二條第一項ただし書の規定による傷病賜金を含む。)

で、当該年金たる恩給の給付事由が第二條に規定する地域において強制抑留されていた期間(以下この項において「抑留期間」という。)

内に負傷し、若しくは疾病にかかったことにより生じたもの又は抑留期間が当該年金たる恩給の基礎となる職年に入算されているもの

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第七十七号)の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金又は遺族給付金で、当該給付の支給事由が抑留期間内に発した負傷又は疾病により生じたもの

三 退職年金に關する恩給法以外の法令の規定により抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき退職年金又は遺族年金(昭和六十三年七月三十一日において退職したとしたならば抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき支給されることとなる退職年金を含む。)

2 慰勞金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和六十八年三月三十一日(死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和六十四年四月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日から起算して四年を経過する日)までに行わなければならない。

4 前項の期間内に慰勞金の支給を請求しなかつた者には、慰勞金は、支給しない。

(慰勞金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四十五条 慰勞金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和六十三年七月三十一日以前に、死亡者の二親等内の血族(以下この項において「近親者」という。)

以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者を除き、子、孫又は兄弟姉妹については、死亡者の死亡の日以後同年七月三十一日以前に離縁によつて死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日において近親者以外の者の養子となつてゐる者を除く。

2 死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し

昭和六十三年五月十日 衆議院會議録第二十一号 平和祈念事業特別基金等に関する法律案及び同報告書

八〇〇

たときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十三年八月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

(慰労金の支給を受けるべき遺族の順位等)

第四十六条 慰労金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の日においてその死亡者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により慰労金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年八月一日(死亡者の死亡の事実が判明した日)が同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を慰労金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 慰労金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした慰労金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした慰労金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(慰労金の額及び記名国債の交付)

第四十七条 慰労金の額は、十万円(遺族に支給する慰労金にあつては、死亡者一人につき十万円)とし、二年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(慰労金に係る権利の承継)

第四十八条 慰労金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に慰労金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該慰労金の支給を請求することができる。

2 第四十六条第三項の規定は、次の場合について準用する。

一 前項の規定による請求に基づいて慰労金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合

二 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が二人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであった当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

(異議申立期間)

第四十九条 慰労金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第五十条 慰労金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第五十一条 慰労金の支給を受ける権利及び第四十七条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第五十二条 慰労金には、所得税を課さない。

2 慰労金に関する書類及び第四十七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第五十三条 第四十七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(慰労金の返還)

第五十四条 不実の申請その他の不正の手段により第四十七条第一項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(審査等の事務の取扱)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定により基金が設立されたときは、基金に、第四十四条第二項の規定に関する事務のうち、慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務(次項において「審査等の事務」という。)を行わせるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

第三節 雑則

(総理府令への委任)

第五十六条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この章の規定の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第五十七条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第八條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十七條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第三十五條の規定に違反して運用資金又は業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

五 第三十九條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十九条 第七條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七條第二項、第三章及び次条の規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(国債の発行の日)

第二条 第四十七條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

(政府の出資)

第三条 政府は、第二十七條第一項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、昭和六十三年から五年度を目途として、第六條第一項及び第二項の規定により出資される金額が二百億円となるまで、基金に出資するものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に平和祈念事業特別基金という名称を使用している者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 基金の最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第六条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表負債整理組合の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)	平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------------------------------	------------------------------------

(法人税法の一部改正)

第八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)	平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------------------------------	------------------------------------

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)	平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------------------------------	------------------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)	平和祈念事業特別基金等 に関する法律(昭和六十三年法律第 号)
------------------------------------	------------------------------------

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「及び自動車安全運転センター」を「自動車安全運転センター及び平和祈念事業特別基金」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十二條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第四條中第六号を第六号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

六 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行はせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰籍の念を示す事業を行はせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行うこととするもので、その要旨は次のとおりである。

1 総則

(一) 趣旨

この法律は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に關連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等(以下「関係者」という。)の戦争犠牲性による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金の制度を確立し、及び戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行うことに関し必要な事項を規定するものとする。

(二) 定義

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還し

2 たものをいうこと。

平和祈念事業特別基金

(一) 目的

平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行うことを目的とする。

(二) 法人格及び数

基金は、法人とし、一を限り、設立されるものとする。

(三) 資本金

基金の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資すること。
なお、政府は、昭和六十三年から五年度を目途として、その出資額が二百億円となるまで基金に追加して出資するものとする。

(四) 設立

基金は、学識経験を有する者五人以上が發起人となり、内閣総理大臣の認可を受けて設立するものとする。

(五) 役員

(1) 基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置くほか、非常勤の理事一人を置くことができる。
(2) 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命し、理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命すること。

(六) 運営委員会

(1) 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、委員十人以上で組織する運営委員会を置くこと。
(2) 委員は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命すること。

昭和六十三年五月十日 衆議院會議録第二十一号 平和祈念事業特別基金等に関する法律案及び同報告書

(4) 業務

- (1) 基金は、その目的を達成するため、次の業務を行うこと。
- ア 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- イ 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。
- ウ 関係者の労苦に関する出版物その他の記録の作成、講演会その他の催しの実施等を行うこと。
- エ アからウに掲げるもののほか、内閣総理大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- (2) 基金は、(1)の業務のほか、戦後強制抑留者又はその遺族に対する慰労品の贈呈並びに慰労金の支給に係る請求の受理及び審査に関する事務を行うこと。
- (3) その他基金の財務及び会計に関する事項等所要の規定を設けること。
- (4) 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等慰労品の贈呈
- (一) 内閣総理大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に総理府令で定める品を贈呈することによりこれらの者を慰労するものとし、その事務は、基金に行わせるものとする。
- (二) 慰労金の支給
- (1) 戦後強制抑留者又は昭和六十三年七月三十一日以前に死亡した戦後強制抑留者の遺族で、同年八月一日において日本の国籍を有するものに、(一)の慰労品を贈るほか、慰労金を支給すること。ただし、次に掲げる給付を受ける権利を有する者等には支給しないこと。
- ア 恩給法(大正十一年法律第四十八号)その他の恩給に関する法令の規定による年金たる恩給等で、当該年金たる恩給等の給付事由が抑留期間内に負傷し、若しくは疾病にかかったことにより生じたもの又は抑留期間が当該年金たる恩給等の基礎に職年に算入されているもの
- イ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金又は遺族給付金で、当該給付の支給事由が抑留期間内に発した負傷又は疾病により生じたもの
- ウ 退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により抑留期間を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金
- (2) 慰労金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行うこと。
- (3) 慰労金の支給を受けようとする者は、原則として昭和六十八年三月三十一日までに、その請求を行わなければならないこととし、この期間内に請求しなかった者には慰労金は支給しないこと。
- (4) 慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、それぞれこの順序によること。
- (5) 慰労金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債(無利子)をもつて交付すること。
- なお、慰労金には所得税は課さないこと。
- (6) 内閣総理大臣は、基金に、慰労金の支給を受ける権利の認定に関する事務のうち、請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務を行わせるものとする。
- (7) その他慰労金の支給を受ける権利等について、所要の規定を設けること。

4 その他

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等に関する規定は、昭和六十三年八月一日から施行すること。

(二) 国債の発行の日

国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とすること。

二 議案の可決理由

本案は、平和祈念事業特別基金を設立し、関係者に対し慰籍の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行うものとして、その趣旨は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和六十三年度の一般会計予算に約三十三億六千万円が、国債整理基金特別会計予算に約四十六億三千五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十三年五月十日

衆議院議長 原 健三郎殿

内閣委員長 竹中 修一

〔別紙〕

平和祈念事業特別基金等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

- 一 運営委員会の委員の任命に当たっては、公正に行われるよう配慮すること。
- 一 運営委員会から政府に対し提言があつた場合には、これを尊重すること。
- 一 法第二十七条第三項の業務の認可については、速やかにこれを行うこと。

- 一 慰労金の支給を受ける権利の認定については、受給者の高齢化等の実情にかんがみ、速やかにこれを行うこと。
- 一 戦後強制抑留者に対する措置について、引き続き検討を行うこと。
- 一 恩給資格者に対する慰労の個別的措置については、引き続き検討を加えた上、速やかに実施するよう努めること。

衆議院會議録第十八号中正誤

ページ 段 行 誤 正
六二 二 六 よつて
六二 三 一八 求めるよう
六二 三 一九 求めるよう

発行所 千 105 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課 電話 三三三三
定価 一〇〇円